（公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置）

第十一条　新所得税法第二百三条の三の規定は、令和九年一月一日以後に支払うべき所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等（以下この項及び次項並びに附則第四十四条並びに第四十五条第二項及び第三項において「公的年金等」という。）について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

2　居住者に対し、公的年金等で政令で定めるもの（以下この項及び次項並びに次条第一項において「特定公的年金等」という。）の支払者が令和八年十二月一日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする場合において、第一号に掲げる所得税の額の合計額が同日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする時の現況により計算した第二号に掲げる税額に比し超過額があるときは、その超過額は、同日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする際徴収すべき所得税に充当しなければならない。

一　令和八年中にその支払者からその居住者に対し支払うべきことが確定した特定公的年金等につき所得税法第二百三条の二の規定により徴収された、又は徴収されるべき所得税の額の合計額

二　新所得税法第二百三条の三（第一号イ及び第四号に係る部分に限る。）並びに第七条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第四十一条の十五の三（第二項第一号に係る部分に限る。）及び第四十一条の十六の二第三項の規定の適用があるものとした場合における令和八年中にその支払者からその居住者に対し支払うべきことが確定した特定公的年金等につき所得税法第二百三条の二の規定により徴収されるべき税額

3　前項の場合において、同項に規定する超過額を令和八年十二月一日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする際徴収すべき所得税に充当し、なお充当しきれない超過額（当該超過額のうちにまだ徴収されていないものがあるときは、その徴収されていない部分の金額に相当する金額を控除した金額。以下この項及び次項において「過納額」という。）があるときは、前項に規定する支払者は、その過納額を還付する。

4　過納額の還付の手続その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十二条　前条第二項に規定する支払者が、同項の居住者に対して令和八年十二月一日以後その年最後に支払う特定公的年金等につき所得税及び復興特別所得税を徴収する場合における同項から同条第四項までの規定の適用については、同条第二項中「掲げる所得税の額」とあるのは「掲げる所得税及び復興特別所得税の額」と、「掲げる税額」とあるのは「掲げる合計額」と、「所得税に」とあるのは「所得税及び復興特別所得税に」と、同項第一号中「の合計額」とあるのは「及び第十二条の規定による改正前の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（次号において「旧特別措置法」という。）第二十八条第一項の規定により徴収された、又は徴収されるべき復興特別所得税の額の合計額」と、同項第二号中「税額」とあるのは「税額及び旧特別措置法第二十八条第一項の規定により徴収されるべき税額の合計額」と、同条第三項中「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「次条第一項の規定により読み替えて適用する前二項」とする。

2　第十二条の規定による改正前の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（附則第八十八条第三項及び第四項において「旧特別措置法」という。）第二十八条第九項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十八条第十一項の規定は、前項の規定により読み替えて適用する前条第二項又は第三項の規定による所得税及び復興特別所得税の充当又は還付があった場合について準用する。

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第十三条　新所得税法別表第二から別表第四までの規定は、令和九年一月一日以後に支払うべき所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等（以下この条において「給与等」という。）について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2　新所得税法別表第五の規定は、令和八年分の所得税については、同年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が同年十二月一日以後であるものについて適用し、同年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が同年十二月一日前であるものについては、なお従前の例による。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第十四条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の法人税法（次条及び附則第十六条において「新法人税法」という。）の規定は、内国法人のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税及び法人（人格のない社団等を含む。）の施行日以後に開始する対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税について適用し、内国法人の施行日前に開始した対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税については、なお従前の例による。

（国際最低課税額の計算に関する経過措置）

第十五条　新法人税法第八十二条の三第七項、第十一項及び第十四項の規定は、所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）附則第十三条の規定にかかわらず、内国法人の令和八年一月一日以後に開始する対象会計年度について適用する。この場合において、同日から同年三月三十一日までの間に開始した対象会計年度における新法人税法第八十二条の三第七項、第十一項及び第十四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第七項	第二項第一号から第三号まで	
第十一項	第六項から第九項までの規定は、これらの規定	第七項の規定は、同項の同項
	第一項	第六項から第九項までのいずれか
場合（	所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下この項において「改正法」という。）附則第十六条第一項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）の規定により読み替えられた第百五十条の三第一項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）に規定するグループをいい、旧国際最低課税額等報告事項等法人税法第八十二条の二第一項	第七項
（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）の規定	場合（改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた	の規定